

現行	改定案	改定のポイント																													
<p style="text-align: center;"><b>第7章 給与</b></p> <p>第1条～第58条は、省略</p> <p>(給与の種類及び体系)</p> <p>第59条 給与体系は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="125 459 943 743"> <tr> <td rowspan="6">給与</td> <td rowspan="2">基本給</td> <td rowspan="2">所定内手当</td> <td>達成手当</td> </tr> <tr> <td>キャンセル成約手当</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">所定外手当</td> <td>通勤手当</td> </tr> <tr> <td>時間外勤務手当</td> </tr> <tr> <td>休日勤務手当</td> </tr> <tr> <td>深夜勤務手当</td> </tr> </table> <p>第60条～第70条は、省略</p> <p>(達成手当)</p> <p>第71条 達成手当は、セッション実施回数、物販売上金額回数、物販売上金額に応じて支給する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>達成手当は、研修期間中は支給されない。</li> <li>達成手当は以下のとおり計算する。</li> </ol> <p>・24/7Workout</p> <p>(1)セッション実施(延長)回数×単価</p> <p><b>【単価】</b></p> <table border="1" data-bbox="181 1249 654 1409"> <tr> <td>セッション時間</td> <td>単価</td> </tr> <tr> <td>60分</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>75分</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>100分</td> <td>650円</td> </tr> </table>	給与	基本給	所定内手当	達成手当	キャンセル成約手当	所定外手当	通勤手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	深夜勤務手当	セッション時間	単価	60分	500円	75分	500円	100分	650円	<p style="text-align: center;"><b>第7章 給与</b></p> <p>第1条～第58条は、省略</p> <p>(給与の種類及び体系)</p> <p>第59条 給与体系は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1030 459 1848 783"> <tr> <td rowspan="8">給与</td> <td rowspan="4">基本給</td> <td rowspan="4">所定内手当</td> <td>達成手当</td> </tr> <tr> <td>キャンセル成約手当</td> </tr> <tr> <td>その他手当</td> </tr> <tr> <td>通勤手当</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">所定外手当</td> <td>時間外勤務手当</td> </tr> <tr> <td>休日勤務手当</td> </tr> <tr> <td>深夜勤務手当</td> </tr> </table> <p>第60条～第70条は省略</p> <p>(達成手当)</p> <p>第71条 達成手当は、セッション実施回数、物販売上金額回数、物販売上金額に応じて支給する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>達成手当は、研修期間中は支給されない。</li> <li>達成手当に関する支給基準等の詳細は、<u>所定内手当支給基準によるものとする。</u></li> </ol> <p><u>(削除)</u></p>	給与	基本給	所定内手当	達成手当	キャンセル成約手当	その他手当	通勤手当	所定外手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	深夜勤務手当	<p>お客様紹介手当や教材制作手当等当社で所定手続きを経て支給基準を満たし、支給する手当はその他手当として包括します。現行のその他手当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教材制作手当</li> <li>お客様紹介手当</li> </ul> <p>また、第71条の2にある通り、所定内手当支給基準(旧達成手当支給基準)に詳細を定め、施行します。</p> <p>所定内手当支給基準に移行し、全文削除無期社員の給与規程は、2月度取締役会工程時に改定済みです。(別紙 所定内手当支給基準第2章及び第3章参照)</p>
給与				基本給	所定内手当		達成手当																								
		キャンセル成約手当																													
		所定外手当	通勤手当																												
			時間外勤務手当																												
			休日勤務手当																												
	深夜勤務手当																														
セッション時間	単価																														
60分	500円																														
75分	500円																														
100分	650円																														
給与	基本給	所定内手当	達成手当																												
			キャンセル成約手当																												
			その他手当																												
			通勤手当																												
	所定外手当	時間外勤務手当																													
		休日勤務手当																													
		深夜勤務手当																													

120分	800円		
<p>(2)物販売上金額</p> <p>販売した商品定価価格（消費税抜）×1.25%</p>			
<p>・24/7English</p>			
セッション時間	単価		
75分	1,575円		
90分	1,890円		
<p>※平成30年6月30日以前入社 of 既存社員及び募集時の条件（時給、達成手当、カウンセリング成約手当）にて入社した社員については、その条件をそのまま適用とするか、上記の額を適用するかを選択できるものとする。</p>			
<p>【従前】</p>			
セッション時間	単価		
90分	500円		
135分	750円		
180分	1,000円		
<p>・24/7Joysing</p>			
セッション時間	単価		
50分	500円		
		(その他手当)	
		第71条の2 その他手当とは、臨時的または一定の支給条件を満たした場合に支給する手当であり、詳細は、所定内手当支給基準	24/7Joysing 削除
			その他手当の条項を追加し、詳細を所定内手当支給基準に

<p>(カウンセリング成約手当)                  第72条 カウンセリング成約手当は0円とする。                  2. 前項にかかわらず、<b>24/7English</b> において、平成30年6月30日以前入社 of 既存社員及び募集時の条件（時給、達成手当、カウンセリング成約手当）にて入社した社員については、その条件をそのまま適用とするか、前項の額を適用するかを選択できるものとする。</p> <p>【従前】                  ・24/7English</p> <table border="1" data-bbox="181 691 987 932"> <thead> <tr> <th rowspan="2">セッション時間</th> <th colspan="3">単価</th> </tr> <tr> <th>2ヵ月</th> <th>3ヵ月</th> <th>4ヵ月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90分</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>135分</td> <td>750円</td> <td>1,500円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>180分</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	セッション時間	単価			2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月	90分	500円	1,000円	2,000円	135分	750円	1,500円	3,000円	180分	1,000円	2,000円	4,000円	<p>によるものとする。</p>	<p>定める旨、規定した。</p>
セッション時間		単価																			
	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月																		
90分	500円	1,000円	2,000円																		
135分	750円	1,500円	3,000円																		
180分	1,000円	2,000円	4,000円																		
<p>(附則)                  1. 本規則の変更は、取締役会の決議によるものとする                  2. 本規則は、平成27年12月1日より施行する。                  3. 本規則は、平成28年4月1日 改定・実施する。                  4. 本規則は、平成28年6月29日 改定・実施する。                  5. 本規則は、平成28年8月1日 改定・実施する。                  6. 本規則は、平成28年9月21日 改定・実施する。                  7. 本規則は、平成28年10月18日 改定・実施する。</p>	<p>(附則)                  1. 本規則の変更は、取締役会の決議によるものとする                  2. 本規則は、平成27年12月1日より施行する。                  3. 本規則は、平成28年4月1日 改定・実施する。                  4. 本規則は、平成28年6月29日 改定・実施する。                  5. 本規則は、平成28年8月1日 改定・実施する。                  6. 本規則は、平成28年9月21日 改定・実施する。                  7. 本規則は、平成28年10月18日 改定・実施する。</p>																				

<p>8. 本規則は、平成28年11月15日 改定・実施する。</p> <p>9. 本規則は、平成29年3月15日 改定・実施する。</p> <p>10. 本規則は、平成29年8月18日 改定・実施する。</p> <p>11. 本規則は、平成29年10月18日 改定・実施する。</p> <p>12. 本規則は、平成30年6月1日 改定・実施する。</p> <p>13. 本規則は、平成30年7月1日 改定・実施する。</p> <p>14. 本規則は、平成30年7月20日 改定・実施する。</p> <p>15. 本規則は、平成30年11月20日 改定・実施する。</p> <p>16. 本規則は、平成30年12月20日 改定・実施する。</p> <p>17. 本規則は、平成31年1月16日の施行にあたり、本規則第59号に規定する基本給の支給に係る経過措置を、次の各号の通り定める。ただし、平成31年1月1日以降の入社者は、本経過措置を適用しない。</p> <p>(1) 本規則第61条第1項に規定する給与計算期間のうち、平成31年1月1日から同月16日の16日間に係る基本給を以下の計算式により算出し、本規則第61条第2項にかかわらず平成31年1月31日に支給する。  月給制の場合 基本給÷20.5×(当該16日間に係る出勤日数) 時間給制の場合 時間単価×当該16日間に係る所定労働時間に対する実労働時間</p> <p>(2) 平成31年2月25日に支給する基本給を以下の計算式により算出し、本規則第61条第2項に定める通り支給する。  (基本給)－(本項1号で算出された金額)</p> <p>18. 本規則は、平成31年2月20日の施行にあたり、本規則第39条の2に規定する年次有給休暇の時季指定については、改正労働基準法の施行に合わせて、平成31年4月1日付で施行する。</p>	<p>8. 本規則は、平成28年11月15日 改定・実施する。</p> <p>9. 本規則は、平成29年3月15日 改定・実施する。</p> <p>10. 本規則は、平成29年8月18日 改定・実施する。</p> <p>11. 本規則は、平成29年10月18日 改定・実施する。</p> <p>12. 本規則は、平成30年6月1日 改定・実施する。</p> <p>13. 本規則は、平成30年7月1日 改定・実施する。</p> <p>14. 本規則は、平成30年7月20日 改定・実施する。</p> <p>15. 本規則は、平成30年11月20日 改定・実施する。</p> <p>16. 本規則は、平成30年12月20日 改定・実施する。</p> <p>17. 本規則は、平成31年1月16日の施行にあたり、本規則第59号に規定する基本給の支給に係る経過措置を、次の各号の通り定める。ただし、平成31年1月1日以降の入社者は、本経過措置を適用しない。</p> <p>(1) 本規則第61条第1項に規定する給与計算期間のうち、平成31年1月1日から同月16日の16日間に係る基本給を以下の計算式により算出し、本規則第61条第2項にかかわらず平成31年1月31日に支給する。  月給制の場合 基本給÷20.5×(当該16日間に係る出勤日数) 時間給制の場合 時間単価×当該16日間に係る所定労働時間に対する実労働時間</p> <p>(2) 平成31年2月25日に支給する基本給を以下の計算式により算出し、本規則第61条第2項に定める通り支給する。  (基本給)－(本項1号で算出された金額)</p> <p>18. 本規則は、平成31年2月20日の施行にあたり、本規則第39条の2に規定する年次有給休暇の時季指定については、改正労働基準法の施行に合わせて、平成31年4月1日付で施行する。</p> <p>19. 本規則は、令和元年7月22日 改定・実施する。</p>	<p>改定附則追加</p>
---	--	---------------